

第5回広島県CALS/ECC連絡協議会 議事録

日時：平成17年6月16日（木） 14:00～16:00

場所：八丁堀シャンテ 3階 メープル

1 情報開示及び電子入札等システムの実施方針について

（受注業者関係）

- ・電子入札等システムについて、広島市以外の県内市町は県と共同利用を行い、広島市は独自システムで実施していくのですか？

（事務局）

- ・広島市は独自システムで実施していく予定です。

補足ですが、広島市では、国や県と同じ電子入札コアシステムというものを採用していますので、受注者側のほうの画面につきましては基本的に同じになっており、使用機械やICカードは共通で使えます。ただ、県と市町の共同利用についての企業IDは共通のものとなります。また、ICカードの名義等についての取扱いに相違があるため、事前に確認をしていただき、ICカードを取得する必要があると思われます。（別紙1参照）

（受注業者関係）

- ・つまり、広島市を除く他の市町は、広島県と同じ企業IDがあればよいということでしょうか。

（事務局）

- ・そのとおりです。県が代表し、申請に基づきまして、企業IDを設定して連絡させて頂くこととしています。

2 電子納品の実施について

（受注業者関係）

- ・今年度、営繕・建築の電子納品実施要領が検討されるということは、平成18年度には、開始されるということでしょうか？

（事務局）

- ・目標として、平成18年度開始を予定していますが、営繕・建築関係については非常に特殊な部分があると思いますので、運用等を見極めながら進めてまいりたいと考えています。
今年度から具体的な検討を開始するということとしています。

3 電子納品分科会の構成員追加

（受注業者関係）

- ・広島県建設業工業協会も広島県建設業協会連合会も土木・農林部門しか分科会に出しているのですが、営繕部門が入りますと、建築関係と構成員が重複したりしませんか。

（事務局）

- ・ご指摘のとおりのことを考えてございまして、構成員の追加についてご了承頂ければ、現在業界団体様から選出いただいている土木・農林部門の構成員様とは別に、あるいは同じ方でも結構ですが、その分野に精通された方をご推薦して頂き、構成員としてご参加頂ければと思っております。

（受注業者関係）

- ・一般的に電子納品というのは、土木、営繕、電気設備、機械設備という格好で分かれています。その中で、電気設備を営繕と同等に扱うことは非常に難しいと思いますが、本日の資料によれば、電気設備単独ではなく、営繕の中に電気設備が入るというか、一緒になるというお考えなのでしょうか。

（事務局）

- ・内容により土木・農林部門で協議する事項なのか、あるいは営繕部門で協議すべき事項なのかということを判断して、分科会のどちらかの部門で協議を進めていきたいと考えています。

（アドバイザー）

- ・土木系の内容であれば電気設備の領分となり、営繕の中に完全に入っているものであれば

営繕の方を使うというような形にしていると思います。何のために電子納品するのか。あと の利活用を考えて、該当する基準・要領に基づいて行うという考えが、現在の状況です。

4 C A L S/E C に関する研修実施状況等について

(受注業者関係)

- ・建設業者の参加があまりよくないという状況ですね？

(事務局)

- ・アンケート調査において、2000名ぐらい参加希望者がおられるという結果に基づきまして、当初 1200名程度予定していましたが、最終参加希望を受けて、現時点では基礎編・専門編を合わせまして 750名の定員を設定しております。アンケートのご回答からの当初予定と比べますと、参加状況はよくないということになります。

5 その他

(アドバイザー)

- ・発注者側の職員（整備局）の方でございますが、昨年度から電子納品されたものをチェックし、閲覧するソフトについての説明会を行っています。
- ・電子納品をする上で、受注者の負担をいかに軽減するかということがあると思います。その中で、工事情報共有システムがあります。受発注者が会わなくても、原本性を保証しメールと同じような機能をもたせたシステムです。
- ・広島県ではこのような、受注者・発注者の負担軽減になるようなシステムをいつ頃からされるのか、また、どう考えているのかお聞かせください。

(事務局)

- ・現段階としましては、まず電子納品というものの理解・習熟というところから進めていく段階であり、情報共有システムにつきましては、これから具体的な検討を進めていきたいと考えているところです。

第 5 回広島県 CALS/EC 連絡協議会議事録の補足説明

広島県土木建築部技術管理総室技術指導室長
広島市都市計画局指導部技術管理課長

<IC カード名義に関する広島県と広島市の運用の相違について>

広島県（市町共同利用）のシステムで使用できる IC カードの名義
「代表権を持っておられる方」

広島市のシステムで使用できる IC カードの名義

原則として「広島市との契約権限を有しておられる方」

ただし、広島市競争入札参加資格申請において「代理人」を設定した場合は、その「代理人」の方が本市との契約権限を有することになりますが、その場合でも、「代表者」名義の IC カードの使用を認めています。

また、広島市競争入札参加資格申請において「代理人」を設定されていない場合に限り、電子入札に関する権限の委任手続きによる「電子入札に関する権限を委任された方」の名義の IC カードの使用を認めています。

以下の具体的なケースを参考としてください。

ケース 1

代表者の名義で作成された IC カードの場合
広島県 広島市

ケース 2

代表権を有しているが代表者でない者の名義で作成された IC カードであって、当該名義人が代表者から広島市との契約権限の委任を受けていない場合
広島県 広島市 ×

ケース 3

代表権を有していない者の名義で作成された IC カードであって、当該名義人が代表者から広島市との契約権限の委任を受けている場合
広島県 × 広島市

ケース 4

代表権を有していない者の名義で作成された IC カードであって、当該名義人が代表者から広島市の電子入札に関する権限の委任を受けている場合（ただし、この権限の委任は広島市競争入札参加資格申請において「代理人」を設定されていない場合しか行うことができません。）
広島県 × 広島市

【広島県（市町共同利用）電子入札に関する問い合わせ先】
土木建築部技術管理総室技術指導室 IT 推進グループ
電話 082-513-3861(ダイヤルイン)

【広島市電子入札に関する問い合わせ先】
財政局契約部契約制度改善担当
電話 082-504-2620(ダイヤルイン)